## < お支払いの対象となる償却資産の例 >

勘定科目	具体例
建物	事務所、店舗、工場 など
建物附属設備	電気・給排水設備、昇降機 など
構築物	駐車場アスファルト舗装、門塀、看板、宅地にある果樹 など
機械装置	特殊自動車(農業機械など) 各種製造設備 など
車両運搬具	特殊自動車(ユニック車、バルク車など) 原動機付自転車、軽車両、 航空機 など
工具器具備品	営業什器、事務所使用の備品、工場で使用する工具、農地にある果樹 など
建設仮勘定	建設中の建物 など

個人事業主さまが所有されている事業専用割合 100%未満の資産については、個人さまが所有する家財としてお取扱いさせていただきますので、別途お知らせいたします。

個人事業主さまが所有されている以下の資産については、個人さまが所有する建物としてお取り扱いさせていただきますので、別途お知らせいたします。

- ・自己所有の建物および当該建物に帰属する建物附属設備
- ・個人事業主さまが避難指示区域内に建物を所有している場合の構築物

中小法人さまおよび個人事業主さまが所有する四輪・二輪自動車につきましては別請求書にてご案内させていただいております。